

運営規定・重要事項説明

(事業の目的)

第1条 香川医療生活協同組合（以下「事業者」という。）が開設する生協みき診療所（以下、「事業所」という）が行うみなし訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定める。事業所の理学療法士または作業療法士または言語聴覚士は、医師がリハビリテーションの必要を認めた者に対し、適正なりハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業所の理学療法士または作業療法士または言語聴覚士は、利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、言語療法を行うことにより「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る。事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保険・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行

うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする（介護保険の場合）。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

名称 香川医療生活協同組合 生協みき診療所

所在地 香川県木田郡三木町氷上 112 番地 1

介護保険事業者番号 3711310528

（職員の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 医師 1 名

管理者は、事業所の従業員の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

理学療法士 3 名（常勤） 作業療法士 3 名（常勤） 言語聴覚士 1 名(常勤)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画に基づき、訪問リハビリテーションの提供に当たる。

事務職員 1 名（常勤） 必要な事務を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし祝日、12月30日から1月3日までを除く。

営業時間 月、火、水、木、金曜日は8:30~17:00までとし、土曜日は8:30から12:30までとする。

(利用料等)

第5条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は三木町、高松市（島を除く）、さぬき市。当サービスの必要度やその地域の利用者数によりこの限りではない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第7条 1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について訪問リハビリテーション等従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問リハビリテーション等従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第8条 管理者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行なうとともに、必要な処置を行なう。事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合に

は、速やかに損害賠償を行なう。事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第10条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。ただし、緊急の必要性がある場合に医療機関等に心身の状況等の情報を共有する事並びにそれに付随して家族の情報を共有する場合はその限りではない。また、介護支援専門員の主催するサービス担当者会議等、またはサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査のために、私および私の家族の個人情報を用いる事がある。匿名化して同意を得たうえで症例検討会や、学会、研究等で医療の発展を目的として個人情報を用いる場合、必ず家族からの了承を得る。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、理学療法士および作業療法士および言語療法士の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問リハビリテーション等従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、訪問リハビリテーション等従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、当該指定訪問リハビリテーション等事業所の従業者であった者が、正当な理由がな

く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

6 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は香川医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

この規程は、2019年3月1日から施行する。

この規程は、2020年6月1日から施行する。

この規定は、2024年6月1日から施行する。